

青森県報

第四千二百二十二号

平成二十八年
十一月七日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一

道路の供用の開始……………(道 路 課) …… 一

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会 計 管 理 課) …… 二

公 告

換地処分……………(農 村 整 備 課) …… 三

収用委員会

公示による通知……………(監 理 課) …… 三

右 同……………(同) …… 三

告 示

青森県告示第六百九十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		年月日
名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	名称	所在地	年月日
株式会社飛翔会	青森市妙見二丁目三の九	ヘルパーステーション あずさ	弘前市大字松原一丁目一〇三号	訪問介護	弘前市大字松原一丁目一〇三号	平成二八年十一月七日
株式会社なごみの里	弘前市大字藤代二丁目二二の七	デイサービスセンター 岩木	弘前市大字駒越	通所介護	弘前市大字駒越	"

青森県告示第六百九十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	年月日
社会福祉法人同伸会	八戸市大字大久保字大山三二の二	瑞光園ケアマネーション山手通り	八戸市白銀三丁目六の二(清水興産ビル)一〇一号室	平成二八年十一月七日
社会福祉法人やすらぎ会	八戸市大字松館一字田ノ平一九の九	白山台やすらぎ館居宅介護支援センター	八戸市西白山台六丁目九の三〇	"

青森県告示第六百九十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十八年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 の種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社飛 翔会	青森市妙見二丁 目三の九	訪問介護 介護予防	ヘルパース テーション あずさ	弘前市大字松原 東一丁目五 メゾン・アル デアン・アル カ	平成 二六・二・一	
株式会社な ごみの里	弘前市大字藤代 二丁目二二の七	通所介護 介護予防	デイサービス センター 岩木	弘前市大字駒越 一字村元一三三の 一	"	
有限会社ノ ガワ家具セ ンター	三沢市日の出 一丁目九四の四九 六	介護予防 通所介護	リハビリ特 化型デイ サービス センター ラダラボ三 沢	三沢市中央町三 丁目六の二	"	

青森県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十八年十二月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
	青森県知事 三 村 申 吾	

県道差波新井田線	八戸市大字新井田字市子林一の一から八戸市大字新井田字中町四五の一まで	平成二六・二・七
県道妙売市線	八戸市大字新井田字市子林五の六から八戸市大字新井田字市子林一の一まで	"

青森県告示第七百一十号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青い森信用金庫篠田支店	青森市篠田二丁目	を
青い森信用金庫篠田支店	青森市篠田二丁目	を
青い森信用金庫篠田支店三内出張所	青森市大字三内	に改め、
青い森信用金庫三内支店	青森市大字三内	を削り、
青い森信用金庫弘前支店	弘前市大字百石町	を
青い森信用金庫弘前支店	弘前市大字百石町	を
青い森信用金庫弘前支店桜ヶ丘出張所	弘前市大字大開一丁目	に改め、
青い森信用金庫桜ヶ丘支店	弘前市大字大開一丁目	を削り、
青い森信用金庫廿三日町支店	八戸市大字廿三日町	を

青い森信用金庫廿三日町支店
青い森信用金庫廿三日町支店大
杉平出張所
八戸市大字廿三日町
八戸市大字糠塚

青い森信用金庫大杉平支店
八戸市大字糠塚

青い森信用金庫木造支店
つがる市木造千代町

青い森信用金庫五所川原支店木
造出張所
つがる市木造千代町

に改め、

を削り、

を

に改める。

公 告

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
原・飯豊地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準
用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十八年十一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の
書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第
六条第三項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示に
よる通知を行う。

平成二十八年十一月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所

青森県県土整備部監理課内

四 その他

一の書類は、平成二十八年十一月二十一日を経過した時をもって通知があったも
のとみなされず。

別表

氏 名	住 所
土地所有者不明 ただし、登記記録の表題 部住所者 松山秀太郎	登記記録の表題部住所 弘前市大字十井町30番戸 及び隣接部住所 青森県弘前市大字十井町120番戸

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の
書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第
六条第三項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示に
よる通知を行う。

平成二十八年十一月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 通知すべき書類の名称

審理の開始について（通知）

二 通知を受けるべき者

別表のとおり

三 通知すべき書類の保管場所
青森県十和田市十和田区
ののせ

一 の書類は、平成二十八年十一月二十一日を経過した時をもって通知があったま
のじななれなま。

別表

氏名	住所
沖澤 武志 の相続人	相続人不明 ただし、最後の住所 青森県三沢市春日台3丁目154番地631号
織笠 千春	住所不明 住民票の住所 ただし、八潮市大字大曾根108番地1 グリーンテニール105号
蝦名 藤吉郎	住所不明 本籍 青森県上北郡東北町大字上野字上野90番地
高坂 幸作 の相続人	相続人不明 ただし、最後の本籍 青森県三沢市本町一丁目15番地3号
金刈 ヒデ子	住所不明 昭和43年9月5日アメリカ合衆国の国籍 取得 最後の本籍 青森県三沢市大字犬落瀬字古間木143番地1号 (昭和44年8月18日除籍)
金刈 治	住所不明 戸籍の附票に記載の住所 ただし、三沢市大字犬落瀬字古間木143番地1号 (昭和54年6月21日アメリカ合衆国領グアム島 タムニンツグ転出)
伊澤 竹光	住所不明 住民票の住所 ただし、幸手市大字神明内26番地1 福田建設幸手 ゼンター
木村 武男	住所不明 戸籍の附票の住所 ただし、奥川崎市中原区新城5丁目7番19号 みどり荘13 (平成14年10月17日 職権消除)

立崎 ト三	住所不明 戸籍の附票に記載の住所 青森県三沢市大字犬落瀬字古間木152番地148 号 (昭和46年4月1日アメリカ合衆国転出)
土屋 真美	住所不明 戸籍の附票に記載の住所 ただし、江東区高岡二丁目8番13-206号 (平成27年5月26日英国転出)
三村 ニエ	住所不明 戸籍の附票の住所 ただし、西多摩郡福生町大字福生789番地 東京都39年12月8日 職権消除 (昭和39年12月8日)
山本 高大	住所不明 住民票の住所 ただし、東大阪市高井田本通7丁目1番33-500 8号
長根 麻紀	住所不明 戸籍の附票に記載の住所 ただし、東京都杉並区荻窪5丁目救急第3 ラオンスン3月8日アメリカ合衆国転出 (平成14年10月8日)
MOTOJUKU NENITA O DVINA (モトジユク, ネニタ, オトサインチ)	住所不明 最後の居住地 ただし、奥川崎市塩浜4丁目4番2251室 市営住宅 塩浜団地2棟